

私たち関西学院大学教員有志は、本学社会学研究科（2020年10月8日）、社会学部（10月21日）、神学部（10月21日）、文学部（11月11日）の抗議声明に続き、以下の声明をもって、菅首相の日本学術会議人事への政治介入に抗議いたします。

抗議声明

2020年10月1日、菅内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した学術会議新会員候補105名の内、6名の任命を拒否し、今日に至るまで、拒否の理由すら明らかにしていません。臨時国会の答弁においても、菅総理は「総合的、俯瞰的見地から判断した」と繰り返すばかりです。これは、学問の自律性の保障に裏打ちされた日本学術会議の独立性を侵すものであり、私たちは深い憂慮を表明します。

日本学術会議は、日本国の「科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」（日本学術会議法2条）組織です。学術・科学が「人類社会の福祉に貢献し」（同法前文）、市民生活の安定と発展に資するゆえんは、それがただ真理を追究するものであることにあり、日本国憲法が「学問の自由」を保障する目的は、真理探究の自律性を確保し、大学をはじめとする学術組織の自治を、とりわけ政治権力による介入・干渉から防ぐことにあります。歴代内閣が、首相の有する日本学術会議会員の任命権を形式的任命権と理解し、学術会議による会員選考をそのまま認めてきたのは、学問の自由を尊重するが故です。

また、日本学術会議の会員は、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから学術会議において選考し（同法17条）、学術会議の選考と推薦に基づいて首相が任命します（同法7条2項）。「優れた研究又は業績」の有無は科学者が判断できることであって、首相には判断する権限も能力もありません。菅総理は国会答弁の中で、年齢や出身、所属大学等の多様性を考慮して判断したかのように述べていますが、全国に多数いる会員候補適格者の中から、年齢や地域性、ジェンダーなどを考慮し、学術会議が全体として「総合的、俯瞰的」活動を行えるよう会員を選考する権限は、法律上、学術会議に与えられているのであって、首相には与えられていません。よって、菅総理が「多様性を考慮して」任命拒否したのだとすれば、それは法律上与えられていない権限を行使した他事考量にほかならず、端的に違法だといえます。

以上のように、今回の任命拒否が拒否の理由すら明らかにされずに行われたことは、日本学術会議の独立性を侵すものであり、学問の自律的發展を萎縮させかねないものです。また、行政の長である総理大臣自らが法の趣旨を捻じ曲げ違法行為を行うことは、法の支配を危うくするものであり、税金の支出を理由に違法行為を行ってよいということにもなりかねません。仮に、税金が投入されている以上は政治が介入して当然であるという論理が通用するならば、すでに文科大臣が言及している国立大学の学長任命はもとより、教員人事や研究費の配分などにも介入が可能となり、問題は大学のあり方そのものにかかわってきます。さ

らにこの論理は、地方自治体をはじめ税金が投じられている社会のあらゆる領域に及ぶこととなり、統制国家への道が開かれることとなります。

今回の学術会議の問題が日本の民主主義の根幹にかかわる問題であるとの認識にたつて、私たちは現政権による違法行為に対して抗議の意思を表明し、任命拒否の撤回と、6名の即時任命を強く求めるものです。

2020年11月30日

呼びかけ人一同

呼びかけ人氏名（所属学部・研究科 ※は退職教員）

岡本仁宏（法）	中川慎二（経）
高島千代（法）	藤野真子（商）
長岡 徹（法）	吉野太郎（総合政策）
森本郁代（法）	武田 丈（人間福祉）
守屋浩光（法）	宮本健市郎（教育）
豊下檜彦（法、※）	岡本智英子（経営戦略）
神戸秀彦（司法）	他1名
曾和俊文（司法、※）	